

○播磨町空家等の適正管理に関する条例

平成31年3月8日条例第1号

改正

令和5年12月8日条例第19号

播磨町空家等の適正管理に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、町民等の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「町民等」とは、町内に居住し、又は滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）をいう。

2 前項に定めるほか、この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(所有者等の責務)

**第3条** 空家等の所有者等は、空家等が管理不全な状態にならないよう常に適正に管理し、良好な生活環境の保全を図らなければならない。

(町民等の責務)

**第4条** 町民等は、町が行う施策に協力するとともに、管理不全な状態にある空家等の増加防止を図るため、相互に協力し、主体的に良好な生活環境の保全に努めるものとする。

2 町民等は、相隣関係にある空家等の管理に関する問題が生じた場合で、当該空家等の所有者等を確知しているときは、当事者間で解決することに努めるものとする。

(情報提供)

**第5条** 町民等は、空家等が管理不全な状態にあると思料するときは、町長にその情報を提供するものとする。

(応急措置)

**第6条** 町長は、空家等の所有者等を確知することができない場合において、町民等の生命、身体及び財産に対する重大な被害を防ぐため緊急の必要があると認めるときは、当該被害を防ぐため必要最小限の措置を講ずることができる。

2 町長は、前項の措置を実施後に、所有者等を確知した場合は、当該措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求することができる。

(勧告に係る意見聴取)

**第7条** 町長は、法第22条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る特定空家等の所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。

(公表)

**第8条** 町長は、法第22条第3項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他方法により公表することができる。

(1) 当該命令に従わない者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 当該命令に係る特定空家等の所在地
- (3) 当該命令の内容
- (4) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係機関との連携)

**第9条** 町長は、関係機関との連携を図るとともに、必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

**第10条** この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### 附 則 (令和5年12月8日条例第19号)

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）の施行の日から施行する。